

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	ブロードバンドの基盤整備 「主に不採算エリアにおける整備であり」
上記の意見内容に対する再意見	採算性が悪い事の裏付けが不明確であると感じます。 他の部分も含めて、全体として計数的な根拠を示されて いないので理解し難い点が多いと思います。我が国の将 来の産業基盤整備に関する事柄なので是非とも公の場 で議論していただきたい。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株), ソフトバンクテレコム(株), ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	「以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、・・・」(P6)
上記の意見内容に対する再意見	<p>NTT においては、サービスとしての事業者間の競争環境を創出するために、構造分離だけではなく、資本分離が必要であり、①アクセス回線会社の分離、設立し、②メタル回線保全費や営業費の削減により、初年度から営業黒字となり、③公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能となるソフトバンクグループ案は、日本の経済活性化を支える真の情報インフラ整備を可能とするものとして、十分に検討に値するものであると考えます。</p> <p>鶏と卵の議論のように、インフラが先ではなく、活用方法の検討が先であるとの議論もありますが、情報量の増大のスピードを考えると今まさに手を打つ必要があり、活用事例は必ず後から後から湧き出るものと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>「光の道」整備の際に、各世帯にWi-Fi 機能を具備するアダプタ (ONU/TA) を配布するとともに産学官が連携のうえ、クラウドネットワークを活用した公的サービスの利用環境整備を推進します。具体的には、電子教育、電子医療、電子行政等が、その候補になるものと考えられ、2015 年の「光の道」整備完了時期を目途にこれら公的サービスの環境整備を完了させます。</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯へのWi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>今後、日本では、人口減少、大都市圏以外での過疎化がさらに進むことが予想されているなかで、国民全てが平等、均一な教育、医療、行政等のサービスを受けるためには、クラウドネットワークを活用した利用環境整備は、必要最低限の条件だと思われ、公的サービスを全ての世帯において、無料で利用可能となるソフトバンクの案は非常に良い。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	福岡ソフトバンクホークス(株)
-------	-----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		当社は福岡という地方都市圏を商圈とする企業であり、中央・地方の情報格差のない全国民が平等に情報を享受するという上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
	上記の意見内容に対する再意見	

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	福岡リアルエステート(株)
-------	---------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		当社は福岡という地方都市圏を商圈とする企業であり、中央・地方の情報格差のない全国民が平等に情報を享受するという上記の意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおられますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクモバイル株式会 社、ソフトバンクテレコム株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の 在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたって は、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考え ます。
上記の意見内容に対する再意見		<p>情報通信のインフラが、光中心となりメタルが衰退していくことは 確実である。超高速通信が、今後人々の生活するうえで必要不可 欠なものになっていくことを考慮すると、都市部の人だけが受けら れるサービスであることは受け入れられず、離島、山間部に住み、 又事業を行う人にも同様な情報インフラを整備するにより、経済、 教育などの成長が場所を問わず行えるようになります。</p> <p>経済、教育その他の発展のために、高コストなインフラ維持費か ら、採算性まで考えた“光への道”への転換を行うべきと考えま す。</p> <p>又、この議論が、総務省、事業者及びインターネットHP上の一部 の国民の議論ではなく、国民全体が幅広く認識できるような方法 を検討すべきである。</p> <p>そして、集められた意見に対する透明性と、真に国民の側に立っ た政策の決定と実行がなされるべきと考えます。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。
上記の意見内容に対する再意見	上記の意見について支持します。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社メディアカイト販売
-------	---------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見	上記の意見内容を拝見し、弊社としても賛同いたします。有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低価格化、および魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要です。このどれもがNTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が必須であると考えます。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	熟議の民主主義 - 時間制限なしの徹底討論 - 当事者が直接討論 等
上記の意見内容に対する再意見	<p>一国民として、熟議の上の多数決で決めることはやむを得ないが、それは議論を尽くすことで少数意見でも表明する機会が与えられるという前提に基づいていると考えます。</p> <p>ですので、ソフトバンク BB 株式会社殿が提案されている、時間制限無しの徹底討論、当事者(通信業者)が直接討論というのは民主主義の要であり、関係する通信業者を国会に呼び、国民には生中継で議論の様子を公開して、いま大事な政策論争をしているということを実感として伝えてくれる場を公に設けて欲しいと思います。</p> <p>光ファイバーだけで行くのか、固定無線アクセスを併用するのか等、まだ分からない部分は多々あります。そこを国民にも分かりやすく説明し、議論する場がソフトバンク BB 株式会社殿より提案されているのであれば、NTT 東日本株式会社殿や NTT 西日本株式会社殿やケーブルテレビ事業者殿等を含めた本気の討論生中継の実現がいま、求められている事だと確信致します。それだけ大きい取り扱いになれば、実際にブロードバンド化が完了したあかつきには何が出来るのかを思い描くことができてるはずで、期待しております。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤インフラ整備を公設民間方式に反対することについて ・ 電子教科書、電子医療、電子行政が全世帯無料 BB で利用可能とする案
上記の意見内容に対する再意見	<p>「光の道」構想におけるソフトバンクの意見について、コメントさせていただきます。</p> <p>「光の道」構想は、国家の一大事業である認識としつつも、国の借金が 800 兆円以上にもなっている状況を鑑み、民間企業での整備が可能であれば、国民負担が無いのが望ましいわけですし、懸念するインフラ整備費用負担について、あくまで限定的であり、充分利益モデルになると試算をしたソフトバンクの提案に賛同したいと考えます。</p> <p>一方、NTT の構造分離に疑問視されるご意見も、投資コスト額を見ると心情的には判らなくもありませんが、本当にそうなのか？単なる懸念だけで、具体的根拠をもってのご意見なのか、を逆に懸念をしております。</p> <p>従いまして、NTT 側も国民に対し、一つ一つの課題に対し、具体的な反論なり評価なり行い、情報公開されてはいかがでしょうか。</p> <p>原口ビジョンのもう一つの柱である“緑の分権改革”において、今後の少子化・高齢化は、国民にとって切実な問題になるでしょうし、過疎地域の自立化・活性化への支援が必須であると謳われています。残り 10%世帯において、全ての国民が平等に情報を享受する「光の道」構想は、単なる 3 年 5 年先利益だけではなく、もっと先の将来の国民のあるべき姿を見据えた構想であると思</p>	

	<p>ます。</p> <p>利用率の件においても、光の環境が整い、電子教科書・電子医療・行政サービスが無料で利用できるのであれば、利用率の向上→企業は必ず潜在的なマーケット開拓のため、新しいコンテンツ・サービスを生む→更なる利活用機会の拡大→更なる利用率の向上、という好循環のPDCAサイクルになると考えます。</p> <p>以上</p>
--	---

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	(有) ライフサポート
-------	-------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(5)アクセス回線会社の資金調達</p> <p>弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。</p> <p>光アクセス基盤100%整備に要する設備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能だと考えています。</p> <p>以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>この意見に賛成、同意します。</p> <p>ソフトバンクの試算は予定ではありますが、過去の営業実績から、十分に見込める金額の算出であると思います。公的資金投入せず光アクセス基盤100%整備が実現すれば、黒字の伸びは実現可能だと思います。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社 テレックス関西
-------	--------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(5) アクセス回線会社の資金調達 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保 全費や営業費の削減によっ て、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備 完了後の6年目には年間約 4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。 光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円 のうち、約2.2兆円を社債によ り調達することを想定していますが、上記のようなフリー キャッシュフローを創出可能であ ることから、民間での資金調達は十分に可能と考えてい ます。</p> <p>以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金 を投入することなしに光アク セス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社 共提案の最大のポイントになり ます。</p> <p>① 国の財政状況など考慮すると公設民営は反対 ② 税金ゼロで出来ればその方向がよい ③ メタルと光回線の二重投資は無駄。メタル回線を早期 に撤去すべき ④ 公開討論が必要。国民の意見を取り入れるようにす べき ⑤ 電子教科書・電子医療など無料BBが使えるというSB 案は良い ⑥ NTTは情報公開すべき。経営情報だからだせない のでは議論が進まない ⑦ 競争促進が必要。ADSLの時のようなブレイクアウト ポイントが光の市場でも必要。 ⑧ NTTのコストや人員を絶対視した議論をすべきではな い ⑨ 公設民営はNTTを焼け太りさせるだけ ⑩ NTTの構造分離だけではなく、資本分離も必要</p>

上記の意見内容に対する再意見		この意見に賛成します。 日債銀やボーダフォンの再生で実績のあるソフトバンクが試算したものなら信頼性のある資産資料だと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。</p> <p>弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>本意見に賛同します。</p> <p>維持費が今後割高になっていくことを鑑みれば当然その維持費について縮減せねばならない。意見番号の269はその構造自体に踏み込みメタル回線から光回線に移行することで維持費の削減を提案しています。また、光回線にすることで全国民がブロードバンドを平等に活用できるインフラ整備をしようという総務省「光の道」に合致している意見書である。</p> <p>一部においてメタル回線を主として事業をなしている企業もありこれらの雇用について懸念される声も聞くが、メタル回線事業をなしている企業(ケーブル電材・電気通信工事会社)は基本メタルも光も扱っており、その扱う比率が逆転するだけである。意見で提案されている移行期間2015年推奨しており十分、企業の事業計画・施策を進められるものと思います。よって本意見番号(269)に賛同する。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	須高ケーブルテレビ株式会社
-------	---------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	(1)アクセス回線会社の設立 (NTT東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます)
上記の意見内容に対する再意見	<p>この意見には、NTTグループ以外の事業者が保有する既存のインフラを、「光の道」構想にどのように活用していくべきかの視点が欠けています。ケーブルテレビ事業者をはじめ、電力系事業者や地域通信事業者は、これまでにそれぞれのエリアにおいて、光もしくは光と同等のインフラ設備を構築保有し、そのほとんどのエリアにおいて30Mbpsを超える超高速インターネット接続サービスを提供しています。また、現実には、NTTグループが光を整備していないおよそ10%のエリアの中にも、すでにケーブルテレビ事業者や地方自治体が自ら光インフラ設備等を構築している事例もあり、幅広い通信基盤の有効活用と国全体を俯瞰した総合的なブロードバンドネットワークの活用を考えるべきでしょう。</p> <p>さらに、NTT東西の構造分離(完全分社化)による一社独占の運営形態については、資本主義経済の根幹となる競争原理が機能せず、コスト削減のインセンティブが働かないうえ、国民にとって多様な選択肢の中から、それぞれの地域性や適性、用途に則した魅力的なサービスや公共アプリケーションが受けられない可能性も内在しています。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、これまで地域メディアという特性を最大限に活かして、地方自治体やNPO、地元産学界などと深く連携することにより、地域の安心安全ネットや、地域の医療支援・生活支援等のICTサービスを展開してきました。これは、現政権および原ロビジョンが掲げる「地域主権」や「地域主権型社会への転換」「地域の絆の再生」に向けた取り組みとミッションを一にするものであり、ケーブルテレビ事業者の70%以上が地方自治体の出資を受けている公共財でもあります。本年7月より、社団</p>	

法人日本ケーブルテレビ連盟では、「地域力検討特別委員会」を創設し、まさに上記の「地域再生」に向けた具体的な戦略と実践を検討しています。

現在 30%に留まる超高速ブロードバンドの利用率向上には、価格の低廉化よりも、むしろ都会・地方にかかわらず「地域の特性」にあったブロードバンドサービスの提供が必要であり、一社独占の運営形態により、本来、地域住民が必要とする公共アプリケーションや生活支援サービスが阻害され、利用率の低下につながる恐れもあることも付記いたします。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	日信商事株式会社
-------	----------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>①</p> <p>(5) アクセス回線会社の資金調達 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字となる会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円のうち、約2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。</p> <p>以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。</p> <p>②</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		①公的資金(税金)を使わないで出来るならその方向を追

	<p>求すべきでしょう。ソフトバンクの試算なら可能なんだと思います。NTTや官庁の感覚では難しいのですかね。</p> <p>②電子教科書・電子医療など無料ブロードバンドサービスが受けられるというソフトバンクの案は教科書無料配布などの他省予算の軽減にも繋がる優れた意見だと思います。</p>
--	--

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)
	提出された意見内容(該当部分)	しかしなか・ら、現在の我が・国の財政状況に鑑みれば・、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切で・なく、まず・は公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することか・必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		現在、国家ならびに地方予算が潤沢にあるとは思えず更なる負担は避けるべきである。また国家としては民間で組織される企業体をニュートラルにマネージする時期に日本も入ったと考。ソフトバンクの意見に賛同する

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1.「光の道」の整備方法について (1)基盤整備について (2)ブロードバンドの普及について 2.「光の道」実現のための競争政策のあり方について
上記の意見内容に対する再意見	<p>1. 「光の道」の整備方法について</p> <p>(1) 基盤整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不採算エリアではコスト優先で整備することが必要で、光にこだわることなく、他の通信技術も積極的に取り入れるべきだ。 <p>(2) ブロードバンドの普及について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルデバイドの原因は行政にある。 ・一般生活を送る市民が高速ブロードバンドを享受するサービスが少ない。行政、医療、教育での有効活用を主軸に考えるべきで、高いコストをかけて光だけを整備しても、一般市民の利用率が上がらなくては全く意味がない。市民生活に根ざした魅力ある Web サービスの普及が必須である。 <p>2. 「光の道」実現のための競争政策のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の構想であるからには経済性を最優先して欲しい。 <p>一般市民には光を提供する各通信事業者の利権争いには全く興味がなく、低コストでブロードバンドのメリットを享受できることが重要であり、低コストで利用できれば、インターネットの利用率向上にもつながってくる。</p> <p>また、光以外のサービスを提供する事業者の運営にも配慮すべきで、そのためには、光だけにこだわるのではなく、他の高速ブロードバンドを実現する技術も併せ、不採算エリアの整備を進めるのが最も経済的と考える。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No269
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア、光アクセス基盤整備のあり方 イ、光利用率向上について
上記の意見内容に対する再意見	<p>設備とサービスの分離</p> <p>「光の道」は、高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増し全国民が平等に情報を享受するためにも当然整備されなければならない。ひいては日本経済を牽引する基盤となる重要なインフラであると言っている。その「光の道」の実現のためにNTT東西のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社（アクセス回線会社）の設立が全てだと訴えているが、そもそも電気通信サービスは、設備とサービスを更には技術を融合させることにより初めて利用者に安心・安全そして高品質なサービスが提供出来るものである。設備とサービスを分離・運営することは、決して利用者にとって有効な施策とは言えず、技術革新のテンポが早くブロードバンドサービスの多様化・高度化が急速に進む情報通信分野において日本の国際競争力を衰退させる要因になりかねない。</p> <p>NTT東西の構造分離</p> <p>NTT東西の構造分離を伴わない「光の道」整備が進められることは、接続事業者としては全くもって許容出来ないものとなり、その場合、メタル回線の撤去についても反対せざるを得ない。と訴えているが、そもそも「光の道」は何のためにそして誰のためにやるのか。前述のとおりソフトバンクグループは、全国民の平等な情報の享受と日本経済を牽引という観点から「光の道」を積極的に推し進めるべきであると力説している。しかしながらソフトバンクグループが主張</p>	

するNTT東西の構造分離が行わなければメタル回線の撤去はやらない、すなわち「光の道」はやらない(やるべきでない)と主張している。

国家目標である「光の道」をソフトバンクグループは、商機として捉え、NTT東西構造分離ありきで物事を進めようとしている。

一体「国民の平等な情報の享受」と「日本経済の牽引は、どこへいったのか？

企業として利益を追求し、維持・発展することは大切なことだが、「光の道」を国家目標として進めるためには、NTT東西構造分離ありきではなく多角的に物事を捉え、検討・実施することが必要である。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ワイズ・スポーツ株式会社
-------	--------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	上記意見に賛同いたします。 特に電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスが、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、Wi-Fi 機能付きアダプタ等を経由して、全ての世帯において無料で利用可能とする案がふさわしいと考えます。 すべての国民が電子教科書や電子医療といった次世代のサービスを地域間の格差なく享受できるよう官民が一体となって推進していくべきと考えます。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	妻有ネットフォーラム
-------	------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		確かにインフラの整備は急務ではありますが、ソフトバンク殿の提唱されるように、安易な公的資金投入は非効率です。 我々のグループで過去に CATV の導入活動やデジタルデバイド解消の取り組みを行った経験から、自治体の抱える多くの未利用回線と未利用帯域の有効活用、自治体整備光回線が特定通信事業者により IRU で不当に長期間独占排他的に利用されている現状、また公平に通信事業者に開放されるべきダークファイバー利用における不公平感と非効率利用実態などを解消することにより、可能な限り公的資金負担をなくした整備を行うことが可能と考えられます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		ここまで光回線の整備が進行している以上、メタル回線からの切り替えは、もっともな主張であります。 地域事業者等で局所的な活用のあるところに関しては貸出するなど以外は、メタル回線網は早急に廃止し、幹線に関しては撤去すべきです。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		日本の通信事業の公正な競争の阻害要因となっている

のは、やはり圧倒的設備占有を行っているNTT東西の存在です。

これからの通信事業は多様なサービスの時代であると言っても、インフラの部分に依存していることは自明です。

圧倒的インフラ保有を行うNTT独占構造を放置したままではサービスの自由競争や低価格化に限界があります。

最近では自治体の整備事業を逆手に取り、IRUを盾に地域網に関して独占的な状況を築きつつ有り、NTTは公正な競争を阻害していると言わざるを得ません。

ここまで進んだNTT寡占状態を小手先で戻すのは難しくNTT設備部門を各通信会社出資の別会社として切り離すのが一番簡単ではないかと考えます。

光回線市場の競争状況を見る限り、十分なルール整備がなされているとは言えません。

従って、NTT東西のアクセス網を構造的に分離することを中心に、これまで以上に公正競争が促進されるよう環境を整備すべきと考えます。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>■超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。</p> <p>■超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> <p>有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同致します。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回 線の二重構造となっているため、維持費が割高になって います。メタル回線については、その 60%が敷設後 20 年 以上経過していることから、故障の可能性も高くなってお り、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するも のとなっています。
上記の意見内容に対する再意見	メタル回線と光回線の二重投資は無駄。早期にメタル回 線を撤去すべき。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	A. No. 143、 B. No. 92
	意見提出者	米国電気通信協会、電子情報通信学会企画調査会
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>A. 頁5～頁7 構造分離・機能分離とオープン化 〔米国での失敗に鑑み、「構造分離・機能分離」は効果に欠ける〕との意見</p> <p>B. 〔基盤整備にワイヤレスブロードバンドを〕との意見</p> <p>A. 頁8 結び 〔構造分離や機能分離、オープン化といった規制上の介入が次世代通信網への投資を阻害し、利用率向上に寄与しないことを明確に裏付ける実証的証拠に基づき、当協会は、そのような政策の回避が賢明であると考えます。〕との意見</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>A. の意見は「実証や学術考察をともなった意見」であり、「これを覆す実証や学術考察をともなった意見」は得られていません。さらに、A. の意見の中に、「プラットフォーム間の競争と次世代通信網への投資には正の相関が見られる」との分析があります。B. の意見に見られるように、「ワイヤレスブロードバンド技術の成長と有効性」から、複数のプラットフォームが対等に競争する環境がえられることから、「A. の意見が大変有効である」ことは明らかと思われます。</p> <p>以上から、A. の意見に基づき、米国の状況を真摯に受け止め、A. の述べる「・・・そのような政策の回避が賢明である・・・」との意見を基に「構造分離・機能分離、オープン化」に関する施策を検討すべきと考えます。</p>	

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No. 143
	意見提出者	米国電気通信協会
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>頁1～頁3 利用率の向上 〔利用率向上の主な障壁となっているのは、料金以外の要因であるように見受けられます〕、〔デジタルリテラシー教育を進めるとともに医療情報やモニタリングなどのサービスにおけるブロードバンドのレリバンスを示すことで、高齢者層におけるブロードバンド利用率を大きく向上させることが可能である〕との意見</p> <p>〔ブロードバンド利用率を高めると考えられるレリバンスの高いコンテンツが豊富に提供されない原因を・・・それぞれのセクターにはブロードバンドの利用率向上を阻んでいる固有の障壁が存在していることは確かであり・・・利用率向上を図</p>

		る上で最善の政策を見きわめるためには、さらなる調査が必要であると当協会は考えます} との意見
上記の意見内容に対する再意見		<p>我が国においても、ICT活用による利用率の向上についての戦略・施策が、2010年6月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定の「新たな情報通信技術戦略 工程表」の、頁48・49「我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究等の推進工程表」ならびに頁50・51「デジタルコンテンツ市場の飛躍的拡大 工程表」(参考資料参照)に示されています。どちらにおいても総務省は中核的役割を果たすことが明示されています。</p> <p>米国電気通信協会の意見によれば、これらを阻む数々の障壁が存在し、その徹底調査が必要とありますので、どのような障害であるのかを調査し、できる限り排除することが、現在の総務省にとって他の何にもましてもっとも急務であると考えます。</p>

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No. 269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容(該当部分)	<p>頁9 件募集の在り方についてへの提案</p> <p>A. 誰にでも判り易く、トップ頁からの遷移を少なく。</p> <p>B. 意見提出には自由なフォームを認める。</p> <p>C. 集められた意見について、どのように政策に反映していくのか、意見募集の際に併せて公開する。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>A. およびB. の意見については可能な範囲で実現することが望ましいと考えます。</p> <p>C. の意見については、もっと強力な実現を望みます。</p> <p>今回の意見再募集において、募集要項には「4. 今後の予定提出された意見及び再意見を参考に、「光の道」構想の実現に向けた検討を進める予定です。」とありますので、C. の意見を満たしているかに思えます。しかしながら、第一次で287件もの意見を募集し、さらに再募集まで行っているのですから、募集側には重大な説明責任が生じていると考えます。特に施策には採用されない意見については、その理由を公開することが求められるはずです。</p> <p>最初に募集された意見、再募集された意見につき、再募集意見の公開時に、募集者側の施策への反映方向につき、合理的な理由とともに公開すべきと考えます。</p> <p>募集要項に留意事項に「また、再意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。」とありますが、今回のように重要でかつ再募集まで行うような重要な施策に対するパブコメについては、個々に意見に対する募集側の見解を明示することは、必要なことと思われま。施策決定までに論議があり、時間がかかるとしても、常に透明化することは現内閣の基本事項であることから、施策実施までつねに個別対応を公表し続けて頂きたいと思います。</p>

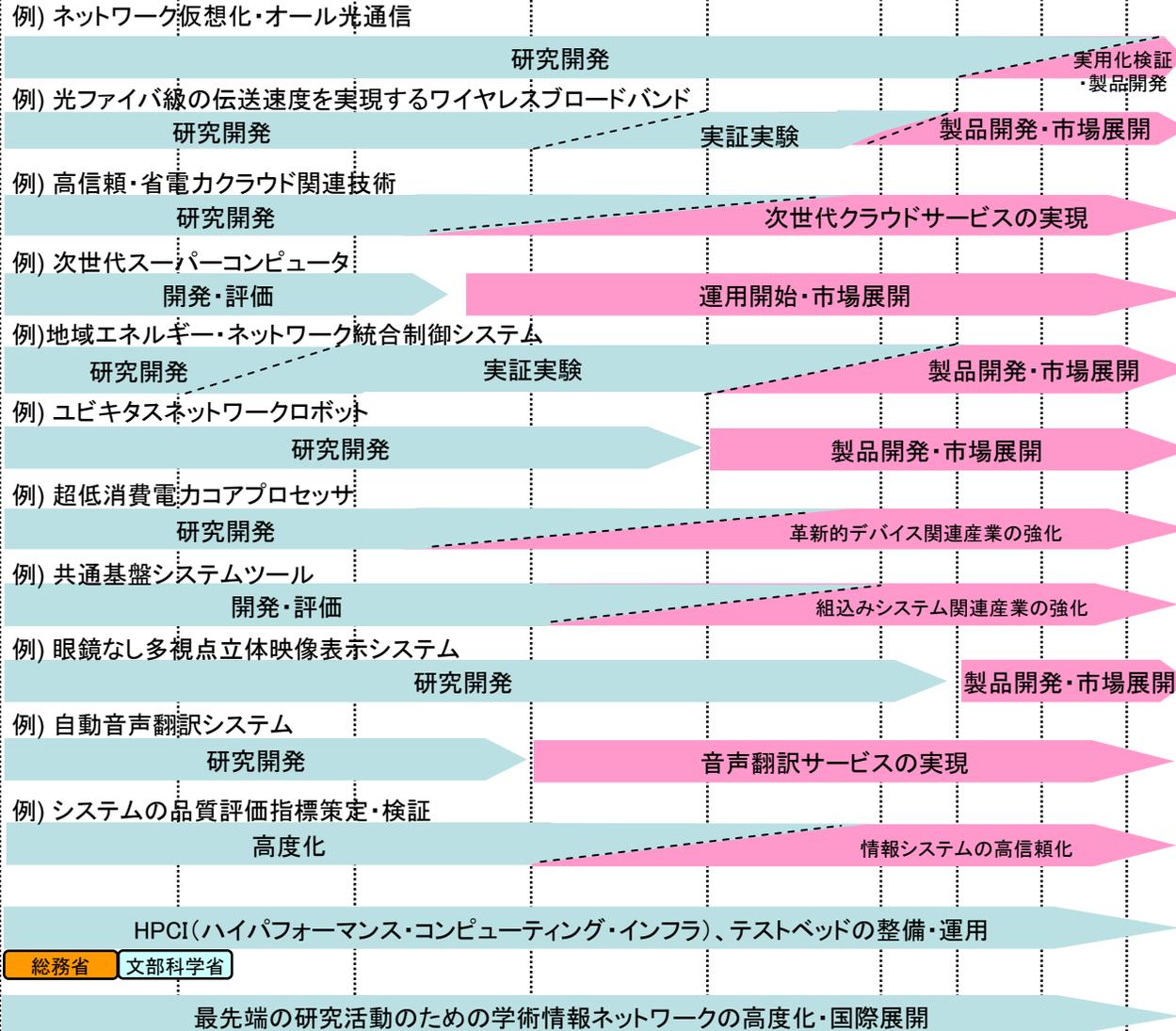
我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進 工程表

研究開発と知財・標準化戦略との一体的実施

2010年度 2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2020年度

我が国の強みを有する技術分野の研究開発の例

- 新世代・光ネットワーク (総務省)
- 次世代ワイヤレス (総務省)
- クラウドコンピューティング * (総務省 経済産業省)
- 次世代コンピュータ (文部科学省)
- スマートグリッド (総務省 経済産業省)
- ロボット (総務省 経済産業省)
- 革新的デバイス * (文部科学省 経済産業省)
- 組込みシステム (経済産業省)
- 三次元映像 (総務省)
- 音声翻訳 (総務省)
- ソフトウェアエンジニアリング (文部科学省 経済産業省)



研究開発成果の早期市場化

高等教育機関強化等による海外の有能な教員・学生の獲得等

* 現行の技術で導入・実証可能なものは直ちに導入・実証を行う

※研究開発等については、総合科学技術会議と連携しつつ推進する

3. (2)

我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進

短期 (2010 年、2011 年)

総務省：新世代・光ネットワーク、次世代ワイヤレス、クラウドコンピューティング、スマートグリッド、ロボット、三次元映像、音声翻訳の要素技術を研究開発。

文部科学省：次世代コンピュータ、革新的デバイス、ソフトウェアエンジニアリングの要素技術を研究開発。また、HPCI（ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）の構築とこれを主導するコンソーシアムの形成を促進。

経済産業省：クラウドコンピューティング、スマートグリッド、ロボット、革新的デバイス、組込みシステム、ソフトウェアエンジニアリングの要素技術を研究開発。

中期 (2012 年、2013 年)

総務省：短期に引き続き、新世代・光ネットワーク、次世代ワイヤレス、クラウドコンピューティング、スマートグリッド、ロボット、三次元映像、音声翻訳の研究開発を行う。特にクラウドコンピューティング、音声翻訳については成果の早期市場化、サービスの実現を促進。

文部科学省：短期に引き続き、次世代コンピュータ、革新的デバイス、ソフトウェアエンジニアリングの研究開発を行う。特に次世代コンピュータについては運用開始、ソフトウェアエンジニアリングについては成果の早期市場化、市場展開を促進。また、HPCI の構築を進め、運用を開始。

経済産業省：短期に引き続き、クラウドコンピューティング、スマートグリッド、ロボット、革新的デバイス、組込みシステム、ソフトウェアエンジニアリングの各戦略分野における研究開発を行い、特にクラウドコンピューティング、スマートグリッド、組込みシステム、ソフトウェアエンジニアリングについては成果の早期市場化、サービスの実現、市場展開を促進。

長期 (2014 年～2020 年)

総務省：新世代・光ネットワーク、次世代ワイヤレス、クラウドコンピューティング、スマートグリッド、ロボット、三次元映像、音声翻訳の製品開発、市場展開を促進。

文部科学省：次世代コンピュータ、革新的デバイス、ソフトウェアエンジニアリングの製品開発、市場展開を促進。また、引き続き HPCI を運用。

経済産業省：クラウドコンピューティング、スマートグリッド、ロボット、革新的デバイス、組込みシステム、ソフトウェアエンジニアリングの製品開発、市場展開を促進。

※クラウドコンピューティング、革新的デバイスについては、現行の技術で導入・実証可能なものは研究開発と並行して直ちに導入・実証を行う。

※研究開発等については、総合科学技術会議と連携しつつ推進する

3. (3) i)

デジタルコンテンツ市場の飛躍的拡大

短期 (2010 年、2011 年) 及び中期 (2012 年、2013 年)

「知的財産推進計画 2010」に沿って、デジタルコンテンツ市場の飛躍的な拡大に向け、海外展開、人材育成、コンテンツのデジタル化・ネットワーク化を図るため、以下の施策等を実施 (☆は短期の施策)

1. 海外展開

- コンテンツの海外展開支援、海外における流通経路の確保、日本のポップカルチャーの発信により、コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築
- 経済産業省：コンテンツ海外ファンドの組成等、海外コンテンツ市場の情報収集拠点の整備 (☆)、JAPAN国際フェスティバルの実施 (☆) 等
- 総務省：コンテンツ海外ファンドの組成等、コンテンツ海外展開促進コンソーシアム(仮称)を創設し国際共同製作促進を支援、海外の放送局等を介した発信の確保
- 文部科学省：メディア芸術海外展の実施等 (☆)

2. 人材育成

- 製作・発表機会の創出、海外人材が集まる場の創出及びクリエイターの裾野の拡大により、海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」を形成
- 総務省：地域発コンテンツ制作支援の強化 (☆)
- 文部科学省：コンテンツ版 COE の形成支援、メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築、一流クリエイターによる学校訪問の充実(☆)
- 経済産業省：アジア域内での CG アニメ制作共同システムの構築(☆)

3. コンテンツのデジタル化・ネットワーク化

- コンテンツのための新たなメディアの創出、コンテンツの電子配信の推進、著作権侵害コンテンツ対策の強化、著作権制度の整備により、世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進
- 総務省：ホワイトスペースの活用等電波の有効利用のための方策策定 (☆)、放送番組の電子配信の促進、共同検知センターの設立、プロバイダと権利者の協働による侵害対策の促進
- 総務省・文部科学省・経済産業省：書籍の電子配信の促進
- 文部科学省：著作権制度上の課題の総合的な検討
- 文部科学省・経済産業省：アクセスコントロール回避規制の強化に向けた改革案のとりまとめ(☆)
- 経済産業省：新たな位置空間情報サービスを生み出す場を設ける実証実験(☆)

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ. 光利用率向上について 弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の 公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に 関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを經由して、全 ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、 及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの 利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、 有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン 100% が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		この意見に賛成します。 これからの日本の教育レベルの向上と高齢化社会への 対応には、電子教育、電子医療の推進は不可欠であり、 そのためには全世帯が無料(または超廉価)で光ブロード バンドが利用できるようにする必要があります。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	グラパックスジャパン株式会社
-------	----------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクグループ
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>1. NTT東西のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社「アクセス回線会社」の設立</p> <p>2. メタル回線と光回線の二重構造となっており、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させている「メタル回線を100%撤去」すること。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>当社は印刷会社であるとともに、写真やイラストなどのデジタル画像素材のダウンロード販売や特殊画像処理も行っている。地方部においても超高速ブロードバンド対応ができることにより、企業や個人のニーズに対し快適な環境となる「光の道」構想を是非進めていただきたい。</p> <p>その際、トータル維持費を大幅に削減できる「メタル回線の100%撤去」案は大いに賛同できる。また、そのメリットが都市部、地方部に問わず全てのユーザーに還元されなければ、その意味が薄れてしまう。そこには競争原理は不可欠であり、独占的なインフラ会社となることを避けるためにもNTTとは構造的に分離した「アクセス回線会社設立」が必要であり、「メタル回線の100%撤去」とセットで進めることに賛成する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	アバンクエスト BB 株式会社
-------	-----------------

■ 意見募集に対して提出された意見に対する意見

意見番号	269	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		いまや情報へのアクセス環境を公平平等・効率的に享受できる基盤の整備は、国民生活・企業活動の根幹に関わる重要な事項となっていると考えます。ここにおいて、まず第一に、より迅速に、かつ効率的に情報基盤を整備することこそが国民生活環境ならびに経済環境にとってもプラスであり、そのためには無駄なコスト構造を廃し、あるべき方向に資源を集中することが重要と考えます。この点において、「光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減する」との意見はまことに合理的であり、これに大いに賛同するものです。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかのように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTTグループのおかれては電電公社以来、時代時代で形を変えながら今日に至るまで国の通信基盤の発展に大いに貢献されてきました。高度経済期から近年に至るまで優位的な一社による献身的な努力がこのような発展の大きな原動力になってきたものと考えます。しかしながら、今日においては、国際的な情報産業の急速な発達・発展は目覚ましいものがあり、こういった国際的な経済環境の中で日本が世界に取り残されず、プレゼンスを高めて

	<p>いくためには、一社の優位性に頼らず、公正な競争環境における成長を促すことこそが経済基盤の真の強化につながるものと考えます。情報産業は経済の重要な根幹をなしており、その点においても「NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要がある」との意見は理にかなっておるものと考え、上記意見に賛同するものです。</p>
--	---

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	したがって、基盤整備はあくまでも民間ベースの設備競争が基本ですが、残り約10%のブロードバンド基盤の整備については、主に不採算エリアにおける整備であり、これまでの政策通り、政府・自治体の整備により補完することが必要です。
上記の意見内容に対する再意見	<p>現状ベースの意見しかのべられておらず、あくまで公的支援による整備が前提となっており、2015年までのロードマップすら描けていない。現状維持では構想実現が厳しいとしてこのような意見募集を行っているにも関わらず、2015年までに「光の道」を構築するための具体的な施策もなく、NTTグループ内ではそもそも真剣に議論されていないということが見て取れる。</p> <p>これと比較するならばソフトバンクの提案する「光の道」構想は具体的な施策と数字を提示しており、公的負担なしで提供できるとする案は決して実現不可能ではないと思える。</p> <p>今の公設民営路線のほとんどはNTT各社が受注しており、既存の路線ではNTTを大きくしていくだけであり、そこに真の競争環境が生まれるとは思えない。</p> <p>上記のことから本NTTの意見については反対です。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	アビリティデザイン株式会社
-------	---------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		情報インフラ整備によるデジタルデバイドの排除は、過疎化が進む地方にも様々な面で活性化を齎すものと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述の Wi-Fi 機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯への Wi-Fi 機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015 年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション 100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		インフラ整備と共に利活用が促進する仕掛けを併せて促進してこそ価値が生まれます。同時促進を実現させるリーダーシップを期待しております。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		公平公正な競争環境の実現こそ、あらゆる企業、サービスにおける国内及び国際競争力の確

	<p>立には不可欠な要素であると考えます。すべての国民に平等に、且つ質の高いサービスが届く環境整備(法整備)を実現していただきたいと考えます。</p>
--	---

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ソフトバンクヒューマンキャピタル（株）
-------	---------------------

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		情報インフラの強化再整備は国民生活の利便性向上、経済競争力の強化だけでなく、安全で安心な国づくりに寄与するものと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		質の高いサービスや仕組みは事業者間の適正

	競争環境下にものみ生まれます。従って、公平公正な競争を妨げる要因を排除する国のリーダーシップこそ、国家国民のための政治のあり方に不可欠な要素ではないかと考えます。
--	---

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279 および 280
	意見提出者	東日本電信電話株式会社 および 西日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>また、光については、90%のエリアをカバーしていますが、今後さらに光でカバーしていくのであれば、これまでどおり、国・自治体が推進するIRU(公設民営)方式をとることが必要であり、サービス提供にあたっては、NTTとして最大限努力していく考えです。</p> <p>したがって、今後とも更なる公的支援による取り組みをお願いしたいと考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>いまだに、税金投入するしか100%を達成できないと言っている事に疑問。90%のエリアも税金を使っているからそのようなことが言えるのでは、その上サービス提供のみ努力するとは、日本を代表する通信会社と思えない意見です。</p> <p>過去高額だった通信費を現在の価格になっているのは、明らかに他社との競争が大きいと思う。今後は料金のみならずサービスも日本どこでも同じに受けれる仕組みを自ら構築・実行できる日本を代表する通信企業になるべきです。</p> <p>KDDI やソフトバンクなどは、実行できるとの意見ですので真っ向から議論をして真の方向性を出してください。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	25
	意見提出者	個人
	提出された 意見内容 (該当部分)	日本はすでに超高齢者社会、全世帯に光をベースとした プロバンドサービスがなぜ必要なのですか。
上記の意見内容に対する再意見	<p>思考があまりにも古すぎると思う。反対に高齢化するので、過疎地や離島などに高速通信が可能なインフラが必要ではなかろうか？確かに電話するために光ファイバーがいるとは思わない。しかし基本的に社会基盤、道路、医療、教育はすべて都会に有利にできている。大阪のような都市圏でも場所によっては人口が減少しており、総合病院も診療科目が減少している。地方の市町村や島に住む住民は高齢者になると利便性や生命を守る(地方や離島は高度な医療を受けれない)ために都会に移住とはいけないということになる。光の道はまさにこういった都会と地方の社会インフラを埋める切り札だ。高速通信は家庭のTVでの通信教育が可能になるし、在宅診療、在宅介護を可能にしてくれる。将来どの程度の高速化が可能になるかによるが光の道はデータや音声だけでなく物質まで送れる様になるかも知れない。近郊ある国土の発展とこれ以上都会の一極集中を防ぐには、国家戦略としても社会保障制度としても必要だと考える。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	「ア. 光アクセス基盤整備の在り方」のうち、「(4)メタル回線撤去の必要性」全般
上記の意見内容に対する再意見	<p>意見提出者の「メタル回線から光回線へ完全に置き換えをすべき」との意見に全面的に賛成する。</p> <p>メタル回線で利用可能なブロードバンドサービスの多くが光回線で利用可能であることを考えれば、老朽化しているメタル回線・設備の維持コストを NTT 東西が不必要に消費者に背負わせるよりは、より高度なサービス活用の余地が大きい光回線の展開・拡張に力を注ぐべきであると考えます。</p> <p>もし NTT 東西がメタル回線を将来に渡り維持すべき理由があるのであれば、その理由を可能な限り具体的に世間に公表し、公に議論できるようにすべきである。</p> <p>以上です。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No251
	意見提出者	エヌ・ティ・ティコミュニケーション株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT の機能分離・構造分離は技術中立性を欠くばかりで はなく～実施すべきでない。
上記の意見内容に対する再意見	NTT の加入者の一人として以前から疑問と感じていた加入者線の未開放を「光の道」が実現後も継続されるとしたら大変遺憾と言わざるを得ません。加入者個人が負担した債券について「光の道」実現を機会として共有資産として分離開放していただきたい。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>ア. 光アクセス基盤整備のあり方</p> <p>(1)アクセス回線会社の設立 NTT 東西のアクセス部門を整備主体としてアクセス回線会社を設立</p> <p>(2)光アクセス基盤 100%整備に2. 5兆円</p> <p>(3)5年間で工事を完了</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>ア、(1)アクセス回線会社を設立</p> <p>・サービスを利用している私としては「サービスの基盤となる設備をさらに分離することは」全体を通したサービスの一貫性が損なわれ、サービス品質の低下を招く、また、故障(災害含む)対応もワンストップでなくなり復旧時間の遅延など不利益を被ること間違いないことからアクセス回線会社の設立には絶対反対である。</p> <p>ア、(2)2.5兆円の費用</p> <p>・通信工事の経験から工事費2. 5兆円には要員の確保育成、オペレーション設備構築とメンテナンス維持費等の付帯的な費用がなく、この設立会社が不採算になった場合に、支援として税金を投入するようなことになるのは反対である。</p> <p>ア、(3)5年間で整備</p> <p>・通信工事に従事する私としては5年間という一過性の仕事のための工事要員の確保に問題がある。特に人材育成については半年くらいで出来るものではない何年もかかる。また、一旦増員した場合、5年後以降の設備の構築からメンテナンスに関わる要員の適正配置を図らないと雇用不安につながる。</p> <p>これらのことを考慮の上で目標時期を設定するべきで短期間の構築目標には反対である。</p>	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>ア. 光アクセス基盤整備のあり方</p> <p>(1)アクセス回線会社の設立 NTT 東西のアクセス部門を整備主体としてアクセス回線会社を設立</p> <p>(2)光アクセス設備の 100%整備を5年間で行う</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>(1)NTT から分離したアクセス回線会社の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光サービスの提供を受けているユーザーとしてメリットがない。端末からIP網の一貫したネットワークによるサービス提供を受けているから故障の時でもワンストップで対応してくれるし何とかしてくれるという安心と信頼感がある、今のままで満足している既存の契約者のサービスまで変更するのは理不尽でありNTTからの分離に反対する。 ・設立会社の目的が既存のユーザーのリスクを増加される。光を100%普及をするための目的の会社であり、そのためには大量な社債を発行するというリスクを負っている、予定通り進まず不採算となった場合はリスクをユーザーが負担することになるから設立には反対である。 	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	5頁11行目「また、インフラ整備は、設備競争を基本とし、不採算エリアは国・自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経済的な政策であると考えます。」
上記の意見内容に対する再意見	上記該当部分の意見に賛成です。理由は、本意見の2頁最後の行で述べられていた通り、「国・自治体の負担で100%光が敷設されている自治体においても、ブロードバンドサービスの利用率は3割程度と全国平均と同水準となっており」のため、インフラを整備しても利用率は低く、インフラ整備企業の経済的負担が大きいと思われる。国・自治体がインフラ整備する場合でも税金の無駄使いをなくすため、事前に地域の方の意見を十分に聴き、費用対効果を見極めた上で実施する必要があると思います。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっているとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。
上記の意見内容に対する再意見	国民の意見を広く取り入れるべく、公開議論が必要と思われるので上記意見に賛同する。	

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	なお、メタル回線撤去に当たっては、よりスムーズに光回線への移行を進めるために、切替に際しての契約変更は不要とし、固定電話のみのユーザはメタル回線と同じ料金で切替可能とし、また、アダプターの無償配布により現在利用している端末をそのまま利用可能とする等、利用者に追加負担を発生させない移行方法を弊社共は提案しています。
上記の意見内容に対する再意見		ソフトバンク BB 株式会社さま・ソフトバンクテレコム株式会社さま・ソフトバンクモバイル株式会社さま(以下ソフトバンクさま)のシミュレーションはメタル回線を撤去して費用を削減することが前提となっています。 メタル回線を撤去するためには全ての回線を光回線に移行することは必須です。これには、すべての国民に対し光回線へ移行のご理解をいただかないと工事はできません。 地上テレビ放送のデジタル化も莫大な費用とエネルギーをかけて取り組んでおりますが、すべての国民に理解を得るのに困難を覚えているのではないのでしょうか。 こうした実態を考慮すると全てのメタル回線を早期に撤去することは不可能であり、アクセス回線会社は赤字会社となり、ソフトバンクさまの提案されておられるような事業展開はできないと思います。 移行工事に行っても、十分に理解をしていない独居老人からは、「娘から『知らない人が来たら相手したらダメ』と言われてる」といった対応で家に入らせてもらえないなど、地域担当の民生委員の同行が必須となるが、そうなると工事日程の調整などを含め工事コストは莫大なものとなる。ソフトバンクさまのシミュレーションはこうした費用は考慮されておらず、実現は不可能かと思います。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	その際、二重設備解消を目的としてメタル回線撤去を同時に行うことから、「光の道」整備完了とともに現在の約 1000 万の ADSL ユーザ等が光ブロードバンドサービスに自動的に移行することになります。
上記の意見内容に対する再意見		ADSL ユーザが光ブロードバンドサービスに自動的に移行する

		<p>とは思えない。</p> <p>現在、ADSL サービスは自らメタルケーブルを保有していない事業者が提供しているものが殆どである。そういう事業者はISPサービスとセットでサービス提供を行っており、こうしたサービスに加入しているユーザが自動的に光ブロードバンドサービスに移行するとは思えない。</p> <p>ADSL事業者のISPサービスが光アクセス回線に対応できるようにグレードアップしなければならないし、それはADSL事業者に合意が得られるだろうか。これに合意が得られないとユーザはISP事業者を変更しなければならない。ISPプロバイダを変えるとメールアドレスの変更を強いられるなど不利益な面もある。こうしたことがあるがゆえ、ADSLユーザが自動的に光ブロードバンドサービスに移行するとはいえないのでないか。</p> <p>また、メタル回線をここ5年で撤去するとなるとADSL事業者にとっては事業撤退を強いられることなり、今後の事業をどうするかを考えなければならない。ADSL事業者との協議を進めていくことが大きな課題となる。</p>
<p>「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見</p>	<p>提出された意見内容 (該当部分)</p>	<p>アクセス回線会社 収支試算結果説明資料 P2. 収支試算前提 メタル設備の取扱い 光ファイバ敷設にあわせ、5年間で撤去 メタルケーブルの簿価は、初年度に一括償却(特別損失計上) 撤去コストは初年度に一括引当計上(特別損失計上)</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>アクセス回線会社の収支試算結果について、別紙の説明資料によると、前提としてメタルケーブルの簿価と撤去コストを特別損失として、初年度に一括して計上しているが、これは会計の原則・ルールからすると不可能ではないか。</p> <p>電気通信事業会計規則(昭和60年4月1日郵政省令)によれば、毎事業年度経常的に発生する固定資産除却損は営業費用で計上することになっている。光移行に伴うメタル回線の撤去は一括してできるものではなく設備状況に応じて徐々になされるものであり、一括して特別損失に計上できる性格のものではない。また、企業会計原則の発生主義の原則からしても受け入れることのできない費用計上である。</p> <p>また、アクセス回線会社設立2年目から5年目にメタル回線売上は計上されている。ところが、メタルケーブルは初年度に除却済であり、減価償却費は計上されない。収益がありながら、それに使用しているケーブルはすでに経理上は除却済という企業会計原則の損益計算書原則の費用収益対応の原則に大きく反するところとなる。よって、アクセス回線会社の事業計画は不当に利益を上げるものになっている。</p> <p>メタル回線設備を順次撤去していき、撤去費用と除却損を営業費用に計上していくとアクセス回線会社はメタル回線設備を撤去し終えるまでは、赤字となる。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤 100%整備に要する設備投資額 2.5 兆円のうち、約 2.2 兆円を社債により調達することを想定していますが、上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であることから、民間での資金調達は十分に可能と考えています。
上記の意見内容に対する再意見		<p>基本的人権と定義した情報アクセスへの整備網を最も効率よく、かつ最短で実現出来る計画であり、日本の財政事情も十分配慮した試案である。</p> <p>社債による資金調達にてアクセス回線会社を設立することが、最も望まれる姿である。</p> <p>よって、ソフトバンクグループの意見に賛同する。</p>

「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、 ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ. 光利用率向上について 電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、 全ての世帯において無料で利用可能とする
上記の意見内容に対する再意見		子供世代の将来を考えると、特に無料の電子教育が 魅力的だと思います。